

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【事業年度】	第30期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-1160(代表)
【事務連絡者氏名】	I R室長 谷崎 文彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-1670
【事務連絡者氏名】	I R室長 谷崎 文彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	6,825	9,051	10,436	11,512	9,982
経常利益	(百万円)	2,991	4,135	4,429	4,443	4,562
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,059	2,900	3,062	4,377	3,183
包括利益	(百万円)	2,063	2,910	3,067	4,387	3,182
純資産額	(百万円)	10,062	12,159	14,173	15,998	17,365
総資産額	(百万円)	14,856	19,341	21,149	22,518	22,627
1株当たり純資産額	(円)	715.79	863.96	1,007.27	1,162.40	1,274.46
1株当たり当期純利益	(円)	146.90	206.71	218.12	315.46	232.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	143.45	202.03	213.92	310.30	228.83
自己資本比率	(%)	67.6	62.7	66.9	71.0	76.6
自己資本利益率	(%)	22.0	26.2	23.3	29.1	19.1
株価収益率	(倍)	65.96	35.90	23.38	13.90	28.69
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,221	6,169	3,147	2,830	2,817
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△830	△978	△867	1,012	△1,107
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△671	△810	△1,051	△2,545	△2,096
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	11,382	15,773	17,018	18,339	17,952
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	295 (19)	324 (22)	353 (31)	252 (37)	272 (41)

- (注) 1 前年度末に連結子会社であったデジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、当連結会計年度における売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が発生しております。
- 2 第29期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増加は、子会社株式売却益の計上等によるものであります。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。
- 4 第29期の従業員数が101名減少しておりますが、主な理由は、2024年3月29日付で当社連結子会社であったデジタルアーツコンサルティング株式会社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことによるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	6,074	8,003	8,984	9,304	9,972
経常利益 (百万円)	2,964	4,052	4,407	4,348	4,569
当期純利益 (百万円)	2,044	2,832	3,048	4,536	3,187
資本金 (百万円)	713	713	713	713	713
発行済株式総数 (株)	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000	14,133,000
純資産額 (百万円)	10,078	12,097	14,091	16,091	17,463
総資産額 (百万円)	14,751	19,138	20,780	22,595	22,713
1株当たり純資産額 (円)	717.78	860.82	1,002.92	1,169.18	1,281.69
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	55 (25)	70 (30)	75 (35)	80 (40)	85 (40)
1株当たり当期純利益 (円)	145.81	201.83	217.15	326.90	233.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	142.38	197.26	212.97	321.55	229.16
自己資本比率 (%)	68.3	63.1	67.8	71.2	76.8
自己資本利益率 (%)	21.8	25.6	23.3	30.1	19.0
株価収益率 (倍)	66.46	36.76	23.49	13.41	28.65
配当性向 (%)	37.7	34.7	34.5	24.5	36.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	236 (19)	254 (22)	246 (31)	252 (37)	272 (41)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(東証株 価指数)) (%)	208.7 (142.1)	161.6 (145.0)	113.5 (153.4)	99.9 (216.8)	150.9 (213.4)
最高株価 (円)	10,990	10,680	8,140	6,560	7,000
最低株価 (円)	4,345	5,660	4,940	4,030	3,420

- (注) 1 第29期の当期純利益の大幅な増加は、子会社株式売却益の計上等によるものであります。
- 2 第29期の配当性向の減少は、事業に直接関係のない特別利益である子会社株式売却益約2,154百万円の計上による当期純利益の増加によるものであります。当該特別利益を除外した配当性向は36.6%であります。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 第30期の1株当たり配当額85円のうち、期末配当額45円については、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	内容
1995年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社(資本金1,000万円)を設立
1998年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
2000年1月	資本金を4,000万円に増資
2000年1月	本社を港区北青山に移転
2000年3月	資本金を4億9,100万円に増資
2000年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
2002年9月	大阪証券取引所ナスダックジャパン市場(現 JASDAQスタンダード)に上場 資本金を5億5,220万円に増資
2004年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
2004年10月	九州支店開設(現 九州営業所)
2005年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」を取得
2005年10月	本社を千代田区永田町に移転
2006年8月	大阪営業所開設(現 関西営業所)
2007年11月	名古屋営業所開設(現 中部営業所)
2008年2月	プライバシーマークを取得
2009年1月	札幌営業所開設(現 北海道営業所)
2009年12月	東北営業所開設
2011年4月	米国子会社 Digital Arts America, Inc. 設立 英国子会社 Digital Arts Europe Ltd 設立
2011年11月	本社を千代田区大手町に移転
2012年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年3月	東京証券取引所市場第一部に指定銘柄変更
2015年11月	シンガポール子会社 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. 設立
2016年2月	英国子会社を FinalCode Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を FinalCode Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2016年4月	デジタルアーツコンサルティング株式会社 設立
2016年10月	中四国営業所開設
2018年12月	英国子会社を Digital Arts Europe Limited に商号変更 シンガポール子会社を Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. に商号変更
2020年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「ISO/IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014)」の認証を取得
2020年11月	クラウドセキュリティに特化した国際規格である「ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)」の認証を取得
2021年12月	「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP)に登録
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2024年3月	デジタルアーツコンサルティング株式会社の全保有株式を譲渡

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成され、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・遠隔削除ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

[当社と連結子会社の事業における位置付け]

名称	主要な事業内容
当社	インターネットセキュリティ関連ソフトウェア及びアプライアンス製品の企画・開発・販売
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	「FinalCode」(ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション)の販売

インターネットの世界には様々な情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集における利便性は飛躍的に高まったものの、インターネット上の情報のコントロールや脅威サイトからのマルウェア感染対策の防御方法は未だ確立されておらず、インターネット経由からの情報漏洩・不正持出リスクは非常に高くなっております。また、ビジネスに欠かせない電子メールについても、メールの誤送信による情報漏洩や、なりすましメール・フィッシングメールの受信、ファイルの受信などによるマルウェア感染リスクなど多くのセキュリティ課題を抱えております。さらに、重要な経営資産の一つとなった個人情報や営業秘密などの電子データについて、不正持出・盗難・紛失や電子メール・ストレージ経由の誤送信などによるミスによって、情報漏洩リスクがますます高まっております。加えて、昨今のクラウドサービス利用増加に伴い、クラウドサービスへの不正アクセスによる攻撃への対策も求められています。

多くの企業などの組織が上記のような課題・リスクを抱える中、当社グループは、国内で検索可能なURLと安全な送信元であると判定したメール情報を99%以上(自社調べ)網羅したデータベース及び独自の攻撃対策機能により、既知だけでなく未知の脅威や攻撃からお客様を守る「ホワイト運用」を「i-FILTER」Ver.10、「m-FILTER」Ver.5に搭載し、ソフトウェアだけでなくクラウドサービスでも提供しております。また、電子データの暗号化と追跡管理機能を搭載したIRMソリューション「FinalCode」のソフトウェア・クラウドサービスでの提供や、重要情報を安全に転送するデータ保護・ファイル転送ソリューション「f-FILTER」、独自の多要素認証方式を搭載したシングルサインオン・ID管理ソリューション「StartIn」など、広がるセキュリティ脅威に対して、対策が可能なソリューションラインアップを拡充させております。

なお、当社グループは、区分すべき事業セグメントが存在しないため報告セグメントはセキュリティ事業単一となっております。

[主要製品]

ユーザー区分	主要製品	会社名
企業向け	・「i-FILTER」(Webセキュリティ) ・「m-FILTER」(メールセキュリティ) ・「D-SPA」(セキュア・プロキシ・アプライアンス) ・「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) ・「DigitalArts@Cloud」 (Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ) ・「Desk」 (チャット・オンライン会議ツール) ・「f-FILTER」 (データ保護・ファイル転送ソリューション) ・「StartIn」(シングルサインオン・ID管理ソリューション)等	当社 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. ※「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション)のみ販売・サポート
公共向け	・「i-FILTER」(Webセキュリティ) ・「m-FILTER」(メールセキュリティ) ・「D-SPA」(セキュア・プロキシ・アプライアンス) ・「FinalCode」 (ファイル暗号化・遠隔削除ソリューション) ・「DigitalArts@Cloud」 (Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ) ・「Desk」 (チャット・オンライン会議ツール) ・「f-FILTER」 (データ保護・ファイル転送ソリューション) ・「StartIn」(シングルサインオン・ID管理ソリューション)等	当社
家庭向け	・「i-フィルター」(Webフィルタリングソフト)	当社

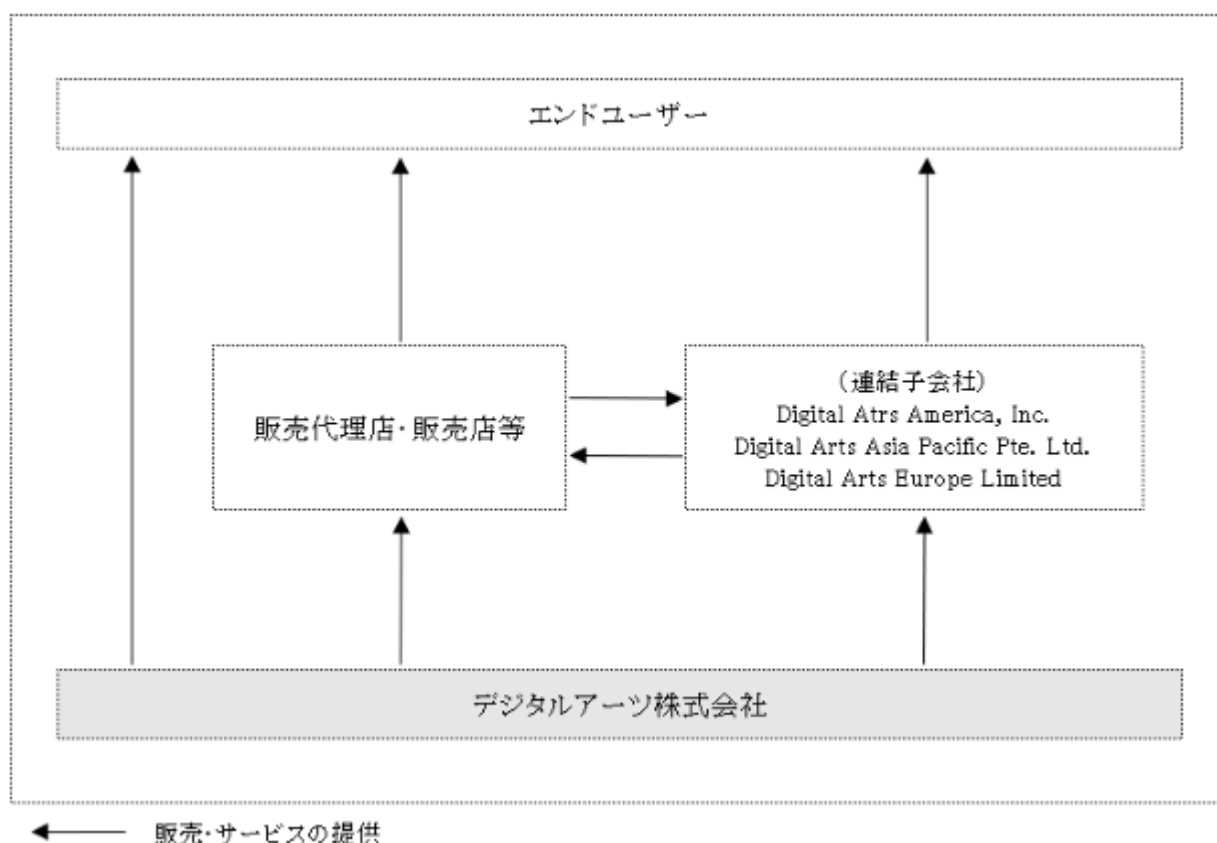
[主要製品の特徴]

主要製品	特徴
「i-FILTER」	Webフィルタリングを通じた情報漏洩対策・標的型攻撃対策セキュリティ。 Webフィルタリングとは、ホワイトリスト方式のデータベース（DB）を利用してDBに登録のない脅威URLへのアクセスを遮断したり、職務上または教育上、閲覧することが不適切なアダルトサイト等のようなWebサイトをカテゴライズして、組織のポリシーに則してユーザーに閲覧させなくする（フィルタリングする）機能。 [主要用途] ・標的型攻撃対策 ・水飲み場攻撃対策 ・フィッシングサイト対策 ・Webアクセス制御 ・アクセスログ監視
「m-FILTER」	メールフィルタリング、メールアーカイブ、アンチスパム機能から成り立ち、標的型攻撃対策、誤送信対策等の情報漏洩対策、全文保存と管理による内部統制推進、スパムメール対策による業務効率向上が可能。 メールフィルタリングとは、安全な「送信元」を格納したホワイトリストDBを持ち、送信元の安全性判定を実施しさらに「添付ファイル」や「本文」の偽装を判定することで、標的型メールをユーザーに受信させず安全なメールだけを受信する機能に加え、メール送信時に上長承認や一定期間の送信遅延機能を利用することで意図的・偶発的な情報漏洩を防止する機能。 [主要用途] ・標的型攻撃メール対策 ・メール誤送信防止 ・メールアーカイブ ・スパムメール対策 ・フィッシングメール対策

主要製品	特徴
「FinalCode」	電子ファイルを追跡・リモート制御することができる、パスワードレスの暗号化サービス。 ファイルごとの閲覧者指定、操作権限設定、ファイル所有者によるログ監視、ファイルを送信した後の権限変更やリモートでのファイル削除が可能。 [主要用途] ・機密情報漏洩対策 ・内部不正対策 ・サプライチェーン攻撃対策 ・ファイル暗号化、アクセス制御 ・ファイル追跡 ・リモート削除
「D-SPA」	「i-FILTER」とハードウェアが一体となったアプライアンス製品。ハードウェア、OS、アプリケーションを個々に選定、購入する必要がなく、インストールやセッティング等の構築による時間と工数を短縮可能。
「DigitalArts@Cloud」	Web・メール・ファイルを網羅したクラウドセキュリティ。 外部攻撃対策と内部からの漏洩対策の両方をカバーし、社内業務ファイルの自動暗号化と社外に渡したファイルについてのコントロールをクラウドサービスで提供。 統合レポート画面によりWeb・メール・ファイルにおける外部攻撃、内部情報漏洩の可能性を1画面で横断的に表示可能。 [主要用途] ・Webセキュリティ ・メールセキュリティ ・ファイルセキュリティ
「Desk」	企業・団体内、若しくはそのユーザーが招待したユーザーとのコミュニケーションのみ可能なチャット・オンライン会議システム。 インターネット環境があればどこにいてもコミュニケーションを取ることができる「快適さ/便利さ」と、組織内のクローズドな環境でコミュニケーションを実施することで、招待していない組織外のユーザーとのコミュニケーションによる情報漏洩リスクを排除。 [主要用途] ・通話 ・テキストチャット ・オンライン会議
「f-FILTER」	「DLP機能」、「ファイル判定機能」、「上長承認機能」、「アンチウイルス機能」、「ファイル閲覧権限管理機能」の5つの情報漏洩対策機能で重要情報を守り、安全な「ファイル転送」を実現するソリューション。 ファイルの転送前の多層検査により、マルウェアを含むファイルや重要情報を含むファイルを検出し、問題がある場合にはブロックを行い、ファイルの転送後には指定されたユーザーしかファイルにアクセスができず、また誰がアクセスしているかログを確認できるため第三者への漏洩対策が可能。「i-FILTER」、「m-FILTER」との連携も可能。 [主要用途] ・ファイル転送及びファイル転送前後における情報漏洩対策 ・PPAP対策 ・ネットワークDLP対策

主要製品	特徴
「StartIn」	通常のIDaaSソリューションでできるID管理やシングルサインオンに加え、位置（GPS）を利用した「位置情報認証」、第三者（上長など）を認証要素に加える「第三者認証」、定期的にアプリケーションでの認証を実施する「定期認証」の利用により、強度の高い認証と安心・安全なID管理を実現。 [主要用途] ・不正アクセス対策 ・シングルサインオン ・ID管理
「i-フィルター」	主として、家庭、図書館、ネットカフェ等を導入対象としたフィルタリングソフト。スマートフォン、タブレット、PCからの有害サイトへのアクセスを制御し、インターネット利用による危険からユーザーを保護することが可能。 [主要用途] ・Webフィルタリング ・Web利用状況レポート ・Web利用時間制限

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Digital Arts America, Inc.	4675 Stevens Creek Blvd. Suite 100 Santa Clara, CA 95051, USA	24	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. (注)	8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three Singapore 038988	258	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務
Digital Arts Europe Limited	Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey TW20 9LF United Kingdom	23	セキュリティ 事業	100.0	当社製品の販売 業務の受託 役員の兼務

(注) 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

区分	従業員数(名)
セキュリティ事業	272 (41)
合計	272 (41)

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
272 (41)	34.3	6.8	6,183

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。

2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度		
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2)	正規雇用労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)
8.1	60.0	81.1

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」ことを企業理念として、あらゆるヒト・モノ・コトがインターネットで繋がり、人々の生活をより豊かにする創造的・革新的な発展が可能となるインターネット社会を実現するために、ソフトウェアメーカーとして安心・安全・快適を提供してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、上述の経営理念に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げ、2024年4月から2027年3月までの3ヵ年を対象とした中期経営計画をスタートさせました。多様化・高度化するセキュリティニーズに応え、トータルセキュリティの提供とブランドの更なる浸透を実現するために、3つの重点領域への取組を加速してまいります。

〈重点領域〉

- ・セキュリティ事業の成長
- ・公共市場シェア拡大
- ・新施策実行のための人材投資

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げており、その経営上の目標の達成状況を判断するため、契約高成長率、売上高成長率、営業利益率、自己資本当期純利益率（ROE）を客観的な指標としております。当社主要製品の契約期間は1年以上であるため、当社グループ及び販売代理店は契約高の成長を目標として販売活動を実施していることから、一般的な経営指標に加え、契約高成長率を重視しております。

中期経営計画における経営指標については、以下の目標を達成できるように取り組んでまいります。

(単位：百万円)

	2025年3月期 (計画)	2026年3月期 (計画)	2027年3月期 (計画)
連結売上高	10,720	12,550	15,000
連結営業利益	5,130	6,150	7,800
連結営業利益率	47.9%	49.0%	52.0%

(4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、クラウド化、DX化の広がりとともにサイバー攻撃手法が多様化・高度化していることから、企業・公共機関・家庭におけるセキュリティ脅威は依然として高く、トータルでセキュリティ対策ができる製品ニーズの拡大が予想されます。こうした中で、当社グループは、経営理念である「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げております。現在は、足元の外部・内部における事業環境の変化を検証した結果に基づき策定した中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を実行しております。

本中期経営計画では、3つの重点施策として「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」を掲げております。中期経営計画1年目（2025年3月期）では、セキュリティ製品市場の成長率を超える契約高成長を実現することができ、重点施策の更なる進捗、2年目計画達成を引き続き目指してまいります。「セキュリティ事業の成長」では、ゼロトラストセキュリティの実現が可能な新製品リリースを行い、クロスセル・アップセル戦略を継続推進することで成長を実現します。「公共市場シェア拡大」では、「GIGAスクール構想第2期」案件において、受注シェアの更なる拡大と既存顧客の単価引上げの両立を目標とします。また、「新施策実行のための人材投資」においては、競争優位性のある製品を自社開発するエンジニアへの投資と、大企

業・中堅企業顧客への直プロモーションを実行するための営業人材へのインセンティブ付与や育成・採用等に対する投資を継続的に行い、目標とする売上高・営業利益の拡大と営業利益率の更なる向上を実現していく所存です。

中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の2年目となる「2026年3月期」の継続成長、売上・利益達成に向けて、当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

① 既存事業の安定的・継続的成長

当社グループは、ユーザーや販売代理店のニーズに真摯に向き合い、対応することで、安定的・継続的な事業の成長を果たしてまいりました。引き続き、ユーザー、販売代理店との良好な関係を維持し、製品強化・サービスの向上を図り、安定的・継続的な事業の成長を目指してまいります。

② 新しいニーズの発掘

脅威領域が限定的であった従来のICT環境から、あらゆるデバイスがインターネットに繋がりが便利になっていく一方で、ICT環境における情報セキュリティ脅威の領域が拡大しております。このような環境の中、当社グループでは、営業活動、開発活動及び市場調査を通じて将来の潜在的なニーズを予測し、新たなソリューションの研究開発により、製品ラインアップやサービスを拡充することで、新しいニーズを発掘してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが中長期にわたり成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。このため、当社グループでは、魅力的な給与水準及び公正な評価制度並びに充実した社員教育制度となるよう、継続的に人事制度を見直すとともに、積極的に新卒・中途採用活動を行うことで、優秀な人材の確保とその定着に努めております。

また、社員の生産性向上と知識・スキルの習得を重点課題として、資格取得支援制度・職階別社内教育制度・外部専門家研修制度等を通じ、人材の育成に努めております。

④ サステナビリティへの取組

当社グループは、企業理念に基づき、地球環境の保全と持続可能な社会の実現のため、「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ方針をもとに、重要事項（マテリアリティ）の特定とそれらに対する取組を検討し、当社HPに公開しております。事業活動における環境負荷の軽減と効率性の向上だけでなく、社員一人ひとりが考え、行動することにより、気候変動問題・環境汚染等の地球環境問題への取組を行ってまいります。また、事業活動を通じて、企業や公共団体の情報資産流出による経済損失を可能な限り抑制するとともに、子どもたちの安心・安全なインターネット利用や充実したオンライン学習環境を実現するために、様々な社会貢献活動を行ってまいります。

⑤ 普及・啓発活動

当社グループの製品やサービスの普及には、インターネットを取り巻く情報セキュリティ脅威とそれに対するセキュリティ対策の重要性を正しく理解いただくことが重要であると考えております。そのため、当社製品の機能を利用して検知した、マルウェア感染の疑いやHPを改ざんされた疑いのあるインターネットユーザーへ、無償でお知らせをするサイバーリスク情報提供サービス「Dアラート」を提供するとともに、開発部門の専任チームが調査・分析した最新のセキュリティトレンドを「Digital Arts Security Reports」として発信し、情報セキュリティ脅威への注意を促しております。また、全国各地の自治体や学校からのご要望をもとに講演活動を行い、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末の利用における情報リテラシーの向上に役立つ情報提供を行うとともに、フィルタリングの重要性を訴求しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループでは、創業時から、社会課題の解決を標榜し、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」という企業理念に基づき、地球環境の保全と持続可能な社会の実現のために、国産セキュリティソフトウェアメーカーとして様々な取組を行っております。

事業活動を通じて、企業や公共団体の情報資産流出による経済損失を可能な限り抑制するとともに、気候変動問題・環境汚染等の地球環境問題への取組や、子どもたちの安心・安全なインターネット利用や充実したオンライン学習環境を実現するための様々な社会貢献活動を行っています。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組については以下のとおりです。

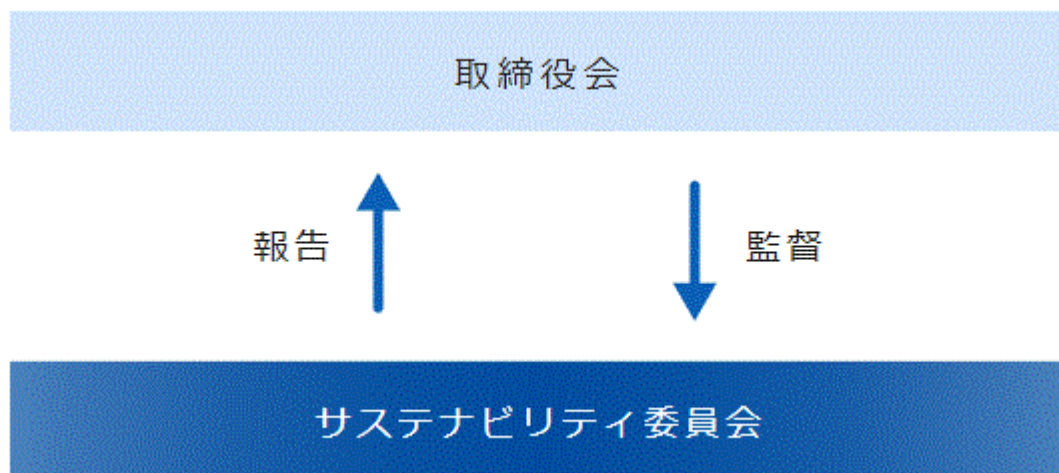
（１）マテリアリティ

当社グループは、企業理念の下、サステナビリティ経営を推進するため、4つのグループと14項目からなるSDGs・ESGのマテリアリティ(重要課題)を特定しました。これらの特定したマテリアリティを踏まえた情報セキュリティ事業を核とした経営計画の達成に向けて全社一体となった活動を行います。さらに、ステークホルダーの皆さまとの対話を通じて全社の活動を改善し、持続可能な社会の実現に貢献します。

（２）ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けた取組を強化するため、2022年4月に「サステナビリティ委員会」を設置しました。当委員会は代表取締役社長が委員長となり、主要各部門の責任者を招集し、サステナビリティ全般の方針や目標・計画等の審議・決定、計画推進を検討・議論します。取締役会は、当委員会からの報告を受け、課題への取組や設定した目標をモニタリングし、監督します。

■サステナビリティ推進体制



（３）環境への取組

当社グループでは、気候変動をサステナビリティ経営上の最重要課題の一つと認識し、SDGsやパリ協定の長期目標に示された脱炭素社会への貢献に向け、多様なステークホルダーとの対話・協働を通じ、気候変動に係るリスクへの適切な対応と成長機会の獲得に取り組んでいます。

①戦略

当社グループは、TCFD提言にて例示されている気候変動がもたらすリスク・機会を元に、シナリオ分析を実施しました。シナリオ分析においては、2℃以下シナリオを含む複数の温度帯のシナリオを選択、設定していく必要があるため、移行面で影響が顕在化する1.5℃シナリオと物理面で影響が顕在化する4℃シナリオの2つのシナリオを選択しました。

気候変動に関する主なリスクと機会

	気候変動リスク / 機会の項目	世の中の変化	想定されるシナリオ	リスク	機会	発生時期
気候変動 1.5℃シナリオ	政策・法規制	GHG排出量に関する 環境規制強化	再生可能エネルギー切り替えの要請による 移行コスト増加	△		中・長期
		炭素税、 排出権取引の導入	炭素税、排出権取引の導入によるコスト増加	△		中・長期
	市場・技術	低炭素・ 脱炭素移行の急進	電力消費量を削減するための設備投資の増加	△		中・長期
		電力料金の高騰	石炭火力の廃止により電力需給のバランスがくずれ、 電力使用コスト、データセンターの委託費用が増加	○		中・長期
		電子機器の普及に伴う サイバーリスク	脱炭素を目的とするDX、高効率の電子機器の普及により、 サイバー攻撃に備えたセキュリティ需要が増加		○	中・長期
	評判	取引先の環境意識の 高まり	気候変動対応の取り組みが不足することによる 取引の減少	○		中・長期
気候変動 4℃シナリオ	物理 リスク・ 機会	慢性 降水・気象パターンの 変化 (平均気温の上昇)	主要拠点での、災害BCPの強化に伴う設備 投資コストが発生	△		長期
			平均気温の上昇によりデータセンターの 機能が低下	△		長期
	急性	異常気象 (台風、山火事、 洪水、暴風雨)の 激甚化および増加	自然災害が原因の停電により 当社およびサプライヤーの事業活動が停止	○		長期
			海拔の低いところにある事業所、データセンターへの被害 水害等により冷却水のコストが増加	○		長期

●：影響が大きい ○：やや大きな影響 △：影響は軽微

■ 炭素税の導入による影響

気候変動リスクによる財務的影響については、政府の環境規制強化に伴う炭素税の導入によるものが考えられます。そのため、GHG排出量が2021年度と同等の場合の4℃シナリオ及び1.5℃以下シナリオにおける2030年及び2050年の炭素税導入に伴う影響額を試算しました。また、試算に当たっては国際エネルギー機関(IEA)のシナリオや国際再生可能エネルギー機関(IRENA)のシナリオ、2022年4月現在の炭素価格(排出量取引制度、炭素税、エネルギー課税)を用いて試算しています。なお、今後、再生可能エネルギーの導入等によりGHG排出量を削減していく予定のため、実際に炭素税が導入される時点では、この影響は軽減される見込みです。

	1.5℃以下シナリオ		4℃シナリオ	
	炭素税価格 (円/t-CO2)	炭素税導入に伴うコスト増 (万円)	炭素税価格 (円/t-CO2)	炭素税導入に伴うコスト増 (万円)
2030年	約10,000円	約270万円	約2,000円	約50万円
2050年	約17,000円	約450万円	約4,000円	約110万円

※前提条件

- 参照シナリオ『STEPSシナリオ(導入済みもしくは公式発表済みの政策が実施された場合のシナリオ)、IEA(2021)『World Energy Outlook 2021』
- 当社 温室効果ガス排出量(2021年度)：約258t-CO2

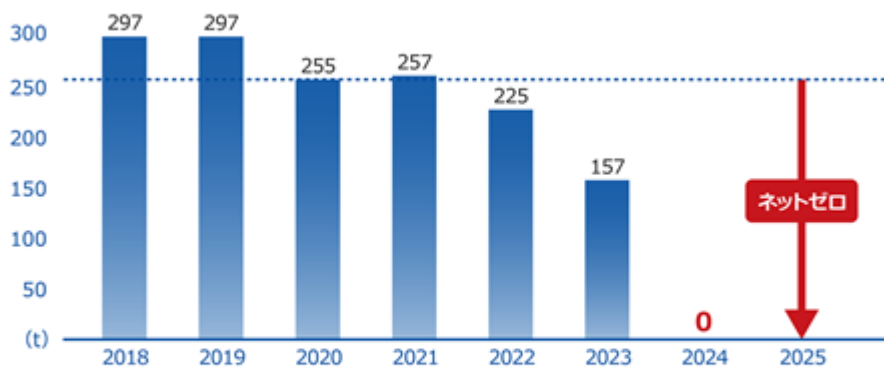
②リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、取締役会で定められたリスク管理規程に基づき、事業活動に伴い発生する可能性のある経営上のリスクに関して、リスクに関する予防とリスクが発生した場合の対応に関する統合管理を行っております。また、サステナビリティ委員会において、環境問題に関する基本的な方針の策定及び気候変動に伴うリスク管理を行っており、当社グループにとっての課題を把握するとともに、必要な施策について協議し、その進捗を定期的にモニタリングします。気候変動に関するリスクについては、気候変動によって受ける影響を把握し評価するため、シナリオの分析を行い、気候変動リスク・機会を特定しました。特定したリスク・機会はサステナビリティ委員会を中心とする推進体制の下、議論・審議し、リスク管理の状況や重大なリスクの判断に関しては、取締役会への報告・提言を行ってまいります。

③指標及び目標

当社の2021年度のGHG排出量は、Scope1（事業による直接排出）は0であり、Scope2は、257t（電力消費による間接排出および蒸気及び熱由来の排出）となっており、Scope2のGHG排出量については2025年度に実質ゼロの目標を設定しました。この目標の達成に向け、2024年度から事業活動で使用する電力を「非化石証書」の仕組みを活用し、事業活動で使用する電力を全て実質再生可能エネルギーとしました。また、電力以外の使用エネルギーである、蒸気及び熱由来の温室効果ガスについても、「J-クレジット」を用いたオフセットを実施しました。これにより当社は、2024年度にて全ての温室効果ガス排出量を正味ゼロにすること（ネットゼロ）を達成しました。今後もGHG排出量の削減にあたっては、社内の省エネ、節電を心掛けるとともに、化石燃料を用いない再生可能エネルギーの導入や国が認証するJ-クレジット制度を積極的に活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

GHG(温室効果ガス)削減目標



※集計期間:2018年度～2024年度

本社および各営業所を対象に消費電力および冷水・蒸気消費量を計測し、以下の係数を用いてGHG排出量を算定

-本社に対しては、電力係数(0.000457[t-CO₂/kWh])および冷水・蒸気係数(0.0577[t-CO₂/GJ])

-拠点对しては、令和元年度の全国平均係数(0.000455[t-CO₂/kWh])

(4) 人的資本（人材の多様性の確保を含む）について

当社グループは、事業を通じて社会課題を解決するためにイノベーションをけん引するリーダーと多彩な能力を発揮する人材の育成を目指しており、グループ全社員一人ひとりの能力発揮と成長を促進することを基本方針としています。また、大切な価値観の一つとして「人間性の尊重」を掲げ、様々な考え方を持った多様な人材が、国籍・宗教・婚姻の有無・性別・性的指向または性自認等・障がいの有無等に関わらず、個性や能力を存分に発揮し活躍できる企業になることを目指しています。

①人材確保

a. 戦略

当社は、経営戦略と連動し、会社のみならず従業員の持続的成長が競争力の向上に繋がると考え、優れた人材の確保と成長、パフォーマンスを最大化することを目指しています。人材の確保におきましては、当社製品の自社開発を支えるためのエンジニア人材、カスタマーサクセス強化を実行するためのセールス人材、事業を通じて社会課

題を解決するためにイノベーションをけん引するリーダー等の多彩な能力を発揮する人材を安定的に確保できる仕組みを構築しながら取り組んでおります。さらに、積極的な新卒の採用にも取り組み、先述した中途採用と併せて、企業文化の醸成しながらの組織力強化と社員個人の専門性向上を目指しています。

b.指標及び目標

新たに策定した2027年3月期を最終年度とする中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、今後の成長を達成するための3つの重点領域として「セキュリティ事業の成長」、「公共市場シェア拡大」、「新施策実行のための人材投資」を掲げています。「新施策実行のための人材投資」では、生産性向上のためのインセンティブプランの導入や社員数増加に向けた採用活動の戦略的な実行を計画しており、2027年3月期には現在の社員数の約1.5倍の人材の確保に取り組んでいきます。

②人材育成

a.戦略

総合的な育成環境の構築を目指して、職階別の社内研修やスキル別研修、資格取得支援制度などの立上げ・充実を図っております。教育計画の立案や個別研修の企画・実行、研修実施後の職場実践フォローアップに至る社内の育成サイクルをまわし、着実にスキルアップできる環境づくりに努めております。

あわせて、従業員の成長をさらに加速させるべく、「自己成長に取り組む人材づくり」に取り組んでおります。具体的には、キャリアデザイン研修の開始や自己啓発活動の取組事例の全社紹介・表彰など、主体的なキャリア形成やスキル習得を促す仕組みづくり・風土づくりを行っております。

b.指標及び目標

今後は、整備したジョブ別スキル要件を活用し、より実践的な職階別の社内研修やスキル別教育を提供していくことを目標に、総研修時間や社員1人当たりの研修時間等を指標として取り組んでいきます。

（５）ガバナンスへの取組

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスは、「企業理念」に基づき、全てのステークホルダーの支持を得て持続的な企業価値の向上を実現するために、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」が重要と考えております。当社グループは、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の下、経営の健全性を確保し、コンプライアンスの徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります（第４ 提出会社の状況－４ コーポレート・ガバナンスの状況等参照）。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日(2025年6月20日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化が当社グループに与える影響について

当社グループの製品は大部分が販売代理店を経由しユーザーへ販売されています。従いまして、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、主要な販売代理店は、当社グループの競合製品も取り扱っております。そのため、当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品が当社グループ製品よりも先行して取り扱われる可能性があります。さらに、主要な販売代理店の販売状況や経営環境の変化(企業のM&Aや倒産等)により、当社グループへの債務の支払いが停滞、またはその回収が不可能となった場合、当社グループの業績や財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体等への販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体等に対する売上高は、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況等によって大きく影響を受ける可能性があります。

- (c) インターネットにおける法規制、NP0法人等による無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制等が進み、政府やNP0法人によって当社グループの「Webセキュリティ」ソフトに類似する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

- (d) セキュリティ事業に特化していることによる影響について

当社グループは、Webセキュリティソフト及びメールセキュリティソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ市場の需要が低迷した場合等には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

- (e) 当社グループの売上高における四半期決算数値の変動について

当社グループの四半期における売上高は、第4四半期が他の四半期に比べ高くなる傾向にあります。これは、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の発注が行われることが多いためです。当社グループでは、この季節的変動を考慮した計画策定を行い、当該時期の売上の維持・拡大に努めておりますが、何らかの理由により当該時期の受注を計画通りに獲得できなかった場合や、販売代理店または顧客の都合等により発注が遅れた場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、契約時に契約額の大部分を会計上の売上として計上するタイプの製品に対し、契約金額の多くを繰延会計処理するタイプの製品の構成割合が高まる場合や、法律改正または政府主導の施策による一過性の特需が生じる場合には、四半期決算の数値が変動する可能性があります。

- (f) 法規制等のリスクについて

当社グループは、企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社グループの事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社グループ事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社グループの事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (g) 将来企業、学校、家庭等においてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる“企業”、“学校”、“自治体”、“家庭”等において、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

- (h) 知的財産(特許等)の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全には防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると見なされる可能性があります。

- (i) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来において当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(j) 当社グループが提供する製品のバグや欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webセキュリティソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ(不具合)が販売後に確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート(修正)プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグによりサービスの提供ができなくなる場合、バグの解決に非常に長期間を要した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品だけでなく、当社グループへの信頼が低下するおそれがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(k) 当社グループが所有する基幹システム(サーバー)等のトラブルによる影響について

当社グループの主要なサービスの大部分は、当社グループが管理するサーバーよりURL情報やマルウェアを検知するためのアンチウイルス情報等を提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバーを最重要基幹システムとして位置付け、サーバーの二重化やデータのバックアップ取得による保全策等を実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバーはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ(当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報等)の喪失等が発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバーを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダ、回線提供事業者及びその他のクラウドサービスにおけるトラブル発生、第三者によるランサムウェア攻撃やシステムの脆弱性を利用するゼロデイ攻撃等のサイバー攻撃、社内システムへの不正な侵入行為、不正アクセスによる重要データの盗難による情報の流出等の情報セキュリティ事故によって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされる可能性もあります。当社グループではプライバシーマークの取得に加え、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の要求事項に準拠した体制を整えておりますが、万が一、これらの事象によりサービスの提供が停止した場合、当社グループへの信頼が低下するおそれがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(l) 主要な経営陣への依存と、優秀な人材の確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡等の事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、当社グループの事業の中核であるセキュリティ市場では、「ゼロトラストセキュリティ」をはじめとする新しいセキュリティ対策が次々と生まれています。これらの環境下で、ビジネスを確立・拡大していくためには、優れた専門性を有した人材の必要性がますます高まっています。一方、同業他社を含む各社の採用意欲の高まりや、少子高齢化に伴う労働人口の減少などにより、年々、人材の確保に関する難易度が高まっています。これに対して当社グループでは、年間約30名の新卒採用に加え、中途採用においてもソフトウェアの開発力強化に向けたITエンジニアをはじめ、必要な人材の積極採用を進めるとともに、新卒・中途採用に関わらず入社時からの体系的な人材育成や、人事理念に基づく評価、昇進・昇格、賃金制度等により、社員の能力・意欲を高める取組を行っています。また、各人の適性に応じた職務の割当てにより、社員一人ひとりの豊富な経験や能力を十分に発揮できる環境の整備に努めています。しかし、雇用環境の変化などにより、当社グループが求める人材の確保やその定着・育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの将来の成長に影響を及ぼす可能性があります。

(m) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得等による影響について

当社グループは東京証券取引所プライム市場への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が2025年3月31日現在の発行済株式14,133,000株(自己株式含む)のうち2,256,457株(保有する株式の割合 約16.0%、役員持株会保有分を含む)を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があり、このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

(n) 天災、災害、テロ活動、戦争、感染症の流行等の発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内外におけるテロ活動、戦争の発生、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に代表される感染症の流行等の予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(o) 外国為替に係る影響について

当社グループは、クラウドサービスの提供基盤の一部に外資企業が提供するサーバーを利用しているため、米ドル円為替レートの変動による影響を受けます。具体的には、米ドルに対して円安が進行した場合には、当社グループの業績にマイナスの影響（コストの増加）を及ぼす可能性があります。

(p) 情報管理に係る影響について

昨今のサイバー攻撃の高度化や、ITを活用したビジネス詐欺の巧妙化などに対応するため、当社グループでは、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）体制を構築し、当社グループ及び当社グループサプライチェーン全体での情報管理強化対策、サイバー攻撃を早期に発見し排除するセキュリティシステムの活用、社内研修による従業員の知識習得と意識向上、インシデント対応計画整備に加え、その有用性を継続的に維持・改善していくための取組を実施しております。しかし、当社グループが事業活動を通じて創出した情報、顧客・サプライヤー又はその他団体及び個人（従業員含む）からお預かりした情報などが、第三者の不正アクセスによる情報漏洩、改ざん、破壊行為、あるいは従業員（役職員や委託先の関係者を含みます。）の故意または過失による情報漏洩等により、当社グループの情報システムやそれに依存する業務が停止するリスクがあります。加えて、クラウドシステムの活用推進は、事業活動のDX化を促し大きな利便性が得られる反面、当社グループが直接管理できないリスクの増大にも繋がっています。また、従業員の働き方やビジネス環境の変化は、当社グループの情報管理における脅威の変化をもたらしこれまでの取組を陳腐化させ、新しいリスクを生む可能性があります。このようなリスクが具現化した場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に対して、重要な業務の中断による生産及び出荷の停止、顧客やその関係者の機密情報漏洩に起因する損害賠償請求などの短期的な影響、企業戦略や新技術の漏洩による競争力低下、並びに当社グループの企業イメージ毀損による販売機会損失など、中・長期的な影響が生じる可能性があります。

(q) 繰延税金資産に係る影響について

当連結会計年度末において、繰延税金資産を約1億円計上しています。当社グループは将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来課税所得の見積りは、事業計画及びグループ会社間の取引価格を基礎としています。事業計画は、主に、各事業の主要顧客への販売数量及び販売価格、予測されている営業利益率、売上規模に応じた固定費の見積り及び想定為替レートを前提に策定しています。当社グループは、経営環境の変化に応じて事業計画を見直し経営成績の維持を図るとともに必要な税務戦略を考慮しています。しかし、将来において事業計画の主要な仮定が変化した場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)における当社グループが属するセキュリティ業界においては、ランサムウェア攻撃や不正アクセス、フィッシング詐欺等、巧妙化・多様化するサイバー攻撃による情報漏洩インシデントが多発していることからICT機器を業務・学習で利用する企業・公共機関・家庭においてセキュリティ意識が高まり、セキュリティ対策ガイドラインの整備やセキュリティ対策製品に対する需要が拡大しております。この流れは、サプライチェーン攻撃に代表されるように業界や規模を問わず、非常に広い範囲でセキュリティインシデントが発生する可能性が以前にも増して高まっていることから、今後も拡大・継続するものと予想しております。

当社は、前年度末にセキュリティコンサルティング事業を展開する連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社（DAC）の当社保有全株式を譲渡したことによって、当連結会計年度における売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が発生します。それを受けて、当年度より国産総合セキュリティメーカーとして製品拡大に注力できる経営環境となったことから、改めて中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を策定しました。本計画では、3つの重点領域「セキュリティ事業の成長」「公共市場シェア拡大」「新施策実行のための人材投資」を掲げ、当年度より各施策を実行しております。企業向け市場においては、クラウド、オンプレミスの両環境に対応した製品戦略の展開により、Webとメールのクラウドセキュリティ対策ニーズやオンプレミスでの継続対策ニーズ、他社オンプレミス製品終売に伴う当社オンプレミス製品への乗換えニーズを捉えたことに加え、主力製品に付加価値を与える新製品・オプション製品の提供によるクロスセル・アップセル戦略が好調に推移した結果、堅調な成長を継続できています。また、公共向け市場では、競争優位性のある「i-FILTER」を広く訴求することで、「GIGAスクール構想 第2期」案件における受注シェアを大幅に拡大することができたことに加え、継続的に需要のある「自治体セキュリティ強化」案件や「次世代校務DX」案件の順調な獲得により、契約高が高成長しました。これら各市場での取組により独自の「ホワイト運用」のユーザー数は、1,365万ライセンス(前年度末から103万ライセンス増)に達し、マルウェアの感染被害報告件数0件も継続しています。

費用面においては、DAC連結除外によりDAC売上原価とDAC人件費が減少しましたが、公共向け市場案件でのクラウドサービス系製品の受注が計画以上に増加した結果、データセンターの通信費が増加し、売上原価が増加しました。一方、人材採用方針の見直しに伴い販管費を抑制したため、費用全体では期初計画よりも抑制することができました。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて109百万円増加し、22,627百万円となりました。

これは主として、ソフトウェアが105百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,257百万円減少し、5,262百万円となりました。

これは主として、前受金が336百万円、未払法人税等が965百万円それぞれ減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,367百万円増加し、17,365百万円となりました。これは主として、配当金の支払い及び自己株式の取得による減少を上回る親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加があったことによるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度における契約高は10,570百万円(前期比2.5%減)、売上高は9,982百万円(同13.3%減)、営業利益は4,558百万円(同3.0%増)、経常利益は4,562百万円(同2.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,183百万円(同27.3%減)となりました。なお、DAC譲渡の影響を除いた場合の契約高増減率は、前期比22.3%増、DAC譲渡の影響を除いた場合の売上高増減率は、前期比7.2%増、DAC株式譲渡益の影響を除いた場合の親会社株主に帰属する当期純利益増減率は、前期比4.3%増となっております。

連結経営成績の概況

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期	増減額	増減率 (%)
契約高 ()内はDAC除く数値	10,838 (8,641)	10,570	△267 (+1,928)	△2.5 (+22.3)
売上高 ()内はDAC除く数値	11,512 (9,315)	9,982	△1,529 (+666)	△13.3 (+7.2)
営業利益	4,427	4,558	+131	+3.0
経常利益	4,443	4,562	+119	+2.7
親会社株主に帰属する 当期純利益 ()内はDAC売却益除く 数値	4,377 (3,053)	3,183	△1,194 (+130)	△27.3 (+4.3)

各市場の業績は次のとおりです。

企業向け市場

企業向け市場においては、「i-FILTER」がローカルブレイクアウト通信制御、IP固定、CASB等のクラウドセキュリティ対策ニーズや他社オンプレミス製品終売に伴う乗換え、クラウドとオンプレミスのハイブリッド運用等のオンプレミスでの継続対策ニーズを捉えたことに加え、オプション製品「Anti-Virus & Sandbox」の販売が好調に推移した結果、高成長を維持しています。また、クラウド型メールサービスの普及に伴うクラウドベースでのメールセキュリティ対策ニーズ（マルウェア対策、誤送信対策、メールアーカイブ等）に対して、多様なメールセキュリティ対策ニーズに対応した総合的な機能が評価され、「m-FILTER」の新規案件獲得が堅調に推移しました。加えて、新製品「f-FILTER」は、「m-FILTER」とのセット販売により、主にPPAP対策案件の獲得が順調に進みました。一方、前年度末に連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社（DAC）の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が発生しました。

以上の結果、企業向け市場の契約高は5,016百万円（前期比24.7%減）、売上高は4,783百万円(前期比25.9%減)となりました。なお、DAC譲渡の影響を除いた場合の企業向け市場の契約高増減率は、前期比12.4%増、DAC譲渡の影響を除いた場合の企業向け市場の売上高増減率は、前期比12.3%増となります。

公共向け市場

公共向け市場においては、「GIGAスクール構想 第2期」案件の提案が始まり、競争優位性のある「i-FILTER」を営業・マーケティング活動によって広く訴求することで、「GIGAスクール構想 第1期」時と比較して、受注シェアを大幅に拡大することができたことに加え、「自治体セキュリティ強化」案件や「次世代校務DX」案件において、「ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）」・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対応したソリューションを総合的に提案することで、案件を順調に獲得することができた結果、契約高が高成長しました。なお、オンプレミス製品であるライセンス販売系製品は、出荷時に契約高の大部分を一括で売上高計上するのに対し、「GIGAスクール構想」案件や「次世代校務DX」案件で受注が多いクラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上高計上します。当連結会計年度においてはクラウドサービス系製品の受注が計画以上に増加したため、売上高計上が進みませんでした。

以上の結果、公共向け市場の契約高は5,146百万円(前期比36.9%増)、売上高は4,788百万円(前期比3.3%増)となりました。

家庭向け市場

家庭向け市場においては、複数年パッケージ製品の販促強化やネットカフェ向け製品の販売促進施策を行いました
たが、子ども向けのフィルタリング対策ニーズに一巡感があるため、受注件数が減少しました。

以上の結果、家庭向け市場の契約高は408百万円(前期比2.5%減)、売上高は409百万円(前期比2.1%減)となりま
した。

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の契約高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年3月期	5,016	5,146	408	10,570
2024年3月期	6,659	3,760	418	10,838

(百万円未満切捨)

(注) 企業向け市場の契約高は、前年度末に連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全
株式を譲渡したことに伴い、当連結会計年度における契約高に対して約2,196百万円の契約高減の影響が
発生しました。

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の売上高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年3月期	4,783	4,788	409	9,982
2024年3月期	6,456	4,637	418	11,512

(百万円未満切捨)

(注) 企業向け市場の売上高は、前年度末に連結子会社デジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全
株式を譲渡したことに伴い、当連結会計年度における売上高に対して約2,196百万円の売上高減の影響が
発生しました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、387百万円減少し、17,952百万円と
なりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益4,563百万円の計上の一方で、法人税等の支払等
により、2,817百万円の収入(前連結会計年度は2,830百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得等により、1,107百万円の支出(前連結会計年度は
1,012百万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払及び自己株式の取得等により、2,096百万円の支出(前連結
会計年度は2,545百万円の支出)となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

a.生産実績

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	4,267	69.9
公共向け市場 (百万円)	4,729	103.8
家庭向け市場 (百万円)	412	98.5
合 計 (百万円)	9,409	84.9

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

b.受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c.販売実績

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
企業向け市場 (百万円)	4,783	74.1
公共向け市場 (百万円)	4,788	103.3
家庭向け市場 (百万円)	409	97.9
合 計 (百万円)	9,982	86.7

(注) 1 輸出版売高はありません。

2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ダイワボウ情報システム株式会社	2,856	24.8	3,074	30.8
SB C&S株式会社	1,994	17.3	1,887	18.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は以下のとおりであります。

a. 経営成績等の状況

(売上高)

当連結会計年度の売上高は9,982百万円となり、前連結会計年度と比較し1,529百万円(前期比13.3%減)となりました。

これは、「GIGAスクール構想 第2期」案件と企業向け市場におけるオプション製品や新製品を主力製品と組み合わせるクロスセル・アップセル戦略が好調に推移した一方、デジタルアーツコンサルティング株式会社の当社保有全株式を譲渡したことに伴い、売上高に対して約2,196百万円の売上減の影響が発生したことが要因です。なお、上記譲渡の影響を除いた場合の売上高増減率は、前期比7.2%増となっております。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は2,948百万円となり、前連結会計年度と比較し1,635百万円の減少(前期比35.7%減)となりました。また、売上総利益は7,033百万円となり、前連結会計年度と比較し105百万円増加(前期比1.5%増)となりました。

当連結会計年度は、クラウドサービス系製品の拡販及び為替影響に伴うクラウドサーバー費用の増加による通信費の増加、新製品開発費用の増加、開発人員数の増強による労務費の増加等があったものの、デジタルアーツコンサルティング株式会社の連結除外による売上原価の減少に伴い、売上総利益が増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,474百万円となり、前連結会計年度と比較し26百万円の減少(前期比1.0%減)となりました。また、営業利益は4,558百万円となり、前連結会計年度と比較し131百万円の増加(前期比3.0%増)となりました。

当連結会計年度は、採用費用の増加等があったものの、デジタルアーツコンサルティング株式会社の連結除外による人件費等の減少に伴い、営業利益は増加いたしました。

(経常利益)

当連結会計年度は、未払配当金除斥益1百万円等を営業外収益に計上したことにより、経常利益は4,562百万円(前期比2.7%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、3,183百万円(前期比27.3%減)となりました。

b. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標についての分析

当連結会計年度における客観的な指標は以下のとおりであります。

契約高成長率と売上高成長率が乖離する理由は、主に従来からの主要製品であるライセンス販売系製品は出荷時に契約高の大部分を一括で売上計上するのに対し、クラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上計上するためであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
契約高成長率 (%) ()内はDAC除く数値	6.4	△2.5 (22.3)
売上高成長率 (%) ()内はDAC除く数値	10.3	△13.3 (7.2)
営業利益率 (%)	38.5	45.7
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	29.1	19.1

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本政策につきましては、企業価値の持続的な向上を目指し、成長分野に対して迅速に投資可能な水準の内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を総合的に勘案し、実施していくことを基本方針としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は17,952百万円となっているのに対して、有利子負債残高はございません。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、高付加価値なソリューションを提供するために必要な優秀人材の確保と育成に関する人件費等であります。内部留保については人材の確保と育成に対して優先的に充当し、既存事業の安定的・継続的な成長を持続するとともに、新しいニーズの発掘に積極的に取り組んでまいります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、17百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は79百万円の設備投資を実施いたしました。その内容は、主に什器備品であります。
また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために、1,046百万円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次のとおりであります。
提出会社

(2025年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (名)
		建物		車両 運搬具 (百万 円)	器具 及び備品 (百万円)	土地		合計 (百万円)	
		面積 (㎡)	金額 (百万円)			面積 (㎡)	金額 (百万円)		
本社 (東京都千代田区)	管理・開発・ 営業設備	1,626.42 (1,626.42)	16	10	113	-	-	140	243(41)
保養所 (静岡県熱海市)	保養施設	71.85	64	-	0	27.60	26	90	-

- (注) 1 建物の欄の()内の数字は、内書きで賃借中のものです。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であります。
3 その他の事業所として北海道営業所(従業員1名)、東北営業所(同1名)、中部営業所(同8名)、関西営業所(同12名)、中四国営業所(同3名)、九州営業所(同4名)があります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,036,000
計	45,036,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月20日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,133,000	14,133,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	14,133,000	14,133,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

i) 2015年11月12日取締役会決議（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役（4名）、従業員（151名）	
新株予約権の数	1,520個	1,518個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	152,000株	151,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,034円	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2027年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,036円 資本組入額 1,018円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき200円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」と

いう。)の個数を限度として行使することができる。

- (a) 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%
- (b) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (c) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2015年11月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,034円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ii) 2016年11月10日取締役会決議（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（96名）	
新株予約権の数	3,008個	3,008個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,800株	300,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 2,639円	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,663円 資本組入額 1,332円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,400円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記（a）から（c）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

(a) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である2016年11月9日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,639円とする。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、次のとおり決定する。

割当日後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次のとおり決定する。

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

iii) 2021年8月30日取締役会決議（第11回新株予約権）

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（16名）	
新株予約権の数	540個	460個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	54,000株	46,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 8,310円	同左
新株予約権の行使期間	自 2036年7月1日 至 2038年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,071円 資本組入額 7,536円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,000円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2036年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が14,736百万円を超過した場合、2036年7月1日から2038年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 3 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、8,310円とする。当該行使価額は2021年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2036年7月1日から2038年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

iv) 2021年8月30日取締役会決議（第12回新株予約権）

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（55名）	
新株予約権の数	650個	650個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株	65,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 8,310円	同左
新株予約権の行使期間	自 2041年7月1日 至 2043年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,792円 資本組入額 7,896円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,700円で有償発行しております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2041年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が20,630百万円を超過した場合、2041年7月1日から2043年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、8,310円とする。当該行使価額は2021年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である。

なお、本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2041年7月1日から2043年6月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

iv) 2024年12月10日取締役会決議（第13回新株予約権）

	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	従業員（4名）	
新株予約権の数	32個	32個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,200株	3,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年12月25日 至 2030年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,738円 資本組入額 2,869円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注） 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定する。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2025年12月25日から2030年12月24日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記2の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日 (注)	13,991,670	14,133,000	—	713	—	700

(注) 2013年2月28日開催の取締役会決議により、2013年4月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は13,991,670株増加し、発行済株式総数は14,133,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	22	38	171	10	4,275	4,529	—
所有株式数(単元)	-	35,098	1,267	13,603	45,373	15	45,822	141,178	15,200
所有株式数の割合(%)	-	24.86	0.90	9.63	32.14	0.01	32.46	100.00	—

(注) 自己株式530,296株は、「個人その他」に5,302単元及び「単元未満株式の状況」に96株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
道具 登志夫	東京都港区	2,256,457	16.59
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,065,900	15.19
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,198,600	8.81
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC(常任代理人 株式会社三 菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286, U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,153,766	8.48
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE LEGAL (AND) GENERAL UCITS ETF PLC(常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	70 SIR JOHN ROGERSON'S QUAY DUBLIN 2 IRELAND (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	766,402	5.63
DAM株式会社	東京都港区南青山1丁目3-1	710,000	5.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040(常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	310,593	2.28
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234(常任代理人 株 式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	280,900	2.07
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	217,200	1.60
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEM BOURG FUNDS/UCITS ASSETS(常任 代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目-11-1)	192,500	1.42
計	—	9,152,318	67.28

- (注) 1 道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めておりま
す。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握するこ
とができないため記載しておりません。
- 3 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができな
いため記載しておりません。
- 4 上記の他、自己株式530,296株を所有しております。

- 5 2025年3月31日現在において所有株式数を確認できない大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

(1) 2024年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2024年6月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	228,700	1.62
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 デラウェア州 ウィルミントン リトル・フォールズ・ドライブ 251	50,600	0.36
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ボール スブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	95,100	0.67
ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	257,900	1.82
ブラックロック・インス ティテューショナル・トラ スト・カンパニー、エヌ. エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	79,900	0.57
計	—	712,200	5.04

(2) 2024年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2024年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
レオス・キャピタルワーク ス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	555,100	3.93
計	—	555,100	3.93

(3) 2025年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者が2025年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	16,955	0.12
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	736,000	5.21
計	—	752,955	5.33

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 530,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,587,600	135,876	—
単元未満株式	普通株式 15,200	—	—
発行済株式総数	14,133,000	—	—
総株主の議決権	—	135,876	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	530,200	—	530,200	3.75
計	—	530,200	—	530,200	3.75

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年6月12日)での決議状況 (取得期間 2024年6月13日～2024年9月12日)	140,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	113,400	499,875,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	26,600	125,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.0	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	19.0	0.0

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当該決議における自己株式の取得は、2024年8月22日をもって終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年2月10日)での決議状況 (取得期間 2025年2月12日～2025年5月12日)	90,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	38,900	243,925,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	51,100	256,075,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	56.8	51.2
当期間における取得自己株式	38,200	255,779,000
提出日現在の未行使割合(%)	14.3	0.1

(注) 1 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2 当該決議における自己株式の取得は、2025年5月12日をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	140	731,010
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	1,774	8,056,402	200	947,313
保有自己株式数	530,296	—	568,296	—

(注) 1 当事業年度におけるその他は、譲渡制限付株式報酬(株式数1,774株、処分価額の総額8,056,402円)としての自己株式の処分であります。

2 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に考慮し、以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、配当の維持または増配を行う累進配当を基本方針とし、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、総還元性向50%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、次期の年間剰余金配当額は1株当たり95円(うち創立30周年記念配当5円を含む中間配当金45円、期末配当金50円)を予定いたしております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年10月30日 取締役会決議	545	40
2025年6月23日 定時株主総会決議(予定)	612	45

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、2016年6月24日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、財務、法律、経営等の分野で専門的な知見を有する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、適法性監査だけでなく妥当性監査を行います。

主な活動状況は次のとおりであります。

(1)取締役会

取締役会は次の5名から構成されており、うち社外取締役が3名（60%）となっております。業務執行機関として取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を図っております。

道具 登志夫（議長、代表取締役社長、社内取締役）

松本 卓也（社内取締役）

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役5名（うち社外取締役3名）となる予定です。

当事業年度において当社は取締役会を合計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
道具 登志夫	13	13
松本 卓也	13	13
窪川 秀一	13	13
上杉 昌隆	13	13
栗山 千勢	13	13

取締役会における主要な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項並びに法令及び定款に定められた事項等ですが、サステナビリティ委員会にて検討された当社ホームページにて開示するサステナビリティに関する事項や、スキルマトリックス、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書及び四半期報告書等開示情報の内容については開示前に取締役会に報告され、内容について議論されるとともに、役員報酬制度及び取締役会実効性評価アンケート結果に関する協議なども行われております。

また、上記のほか、毎月の定例取締役会にては、決算関係、製品等の開発状況及び内部統制の進捗に関する報告が行われております。

(2)監査等委員会

監査等委員会は次の3名の取締役から構成されており、全員が社外取締役であります。うち、上杉昌隆を監査等委員会委員長とし、また監査等委員会事務局を設けることにより、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査担当と監査等委員会との連携を図る体制としております。監査等委員は、取締役会への出席はもちろん、内部統制システムを利用した取締役の業務執行の監査・監督の実施、内部監査担当報告や関係者への聴取等を実施しております。原則として毎月1回開催し、監査等委員会監査等基準に従って監査等委員会規程で定めた重要事項等を審議し、監査・監督の強化に努めております。

窪川 秀一（監査等委員・社外取締役）

上杉 昌隆（監査等委員・社外取締役）

栗山 千勢（監査等委員・社外取締役）

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員3名（うち社外取締役3名）となる予定です。

(3) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は次の4名から構成されており、うち社外取締役が3名となっております。原則として年1回以上開催し、取締役会の諮問に応じて、取締役の指名・報酬等に関する事項について審理し、取締役会に答申を行います。

道具 登志夫（委員長、代表取締役社長、社内取締役）

窪川 秀一（委員・社外取締役）

上杉 昌隆（委員・社外取締役）

梶山 千勢（委員・社外取締役）

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を1回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

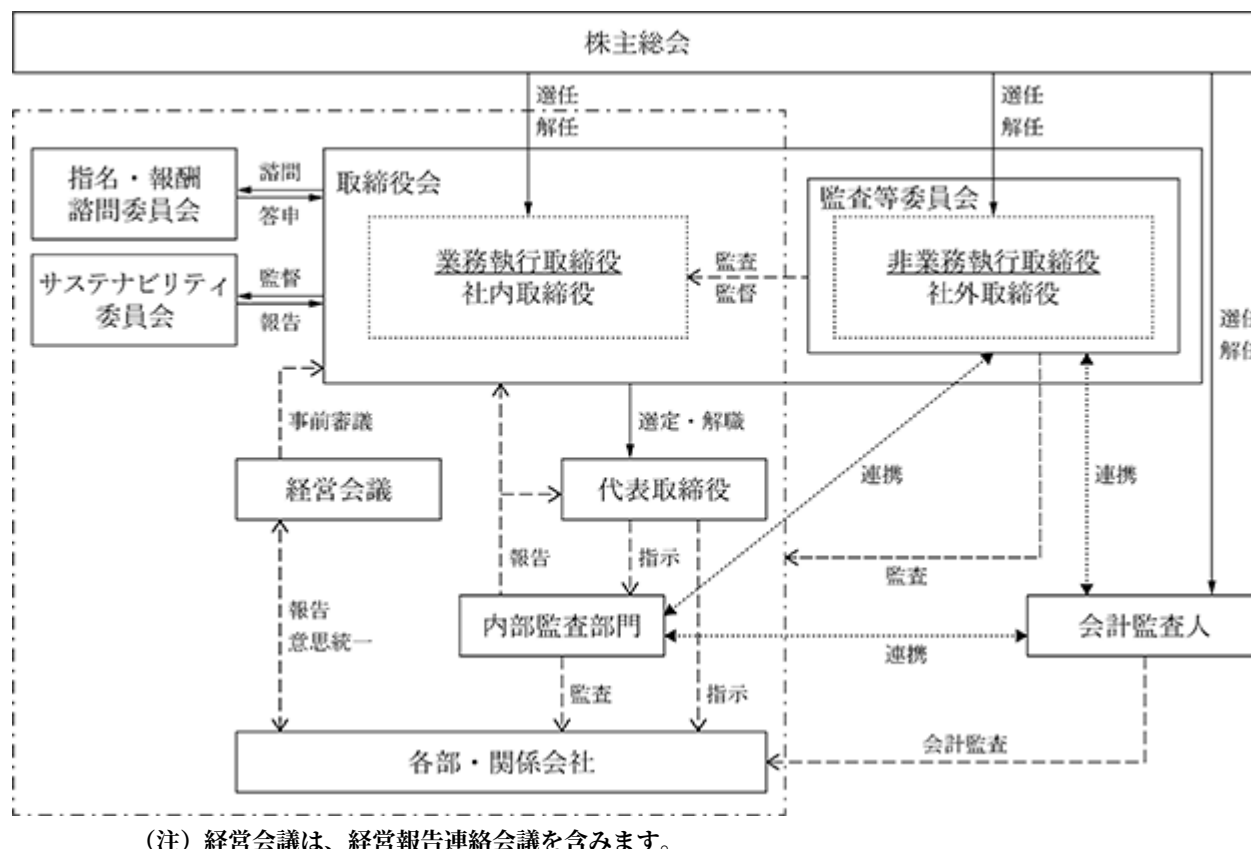
氏名	開催回数	出席回数
道具 登志夫	1	1
窪川 秀一	1	1
上杉 昌隆	1	1
梶山 千勢	1	1

指名・報酬諮問委員会における主要な検討事項は、株主総会における取締役候補者の人選及び当社の業務執行取締役の報酬体系に関する事項等となります。指名・報酬諮問委員会で行われた議論の結果は取締役会に対して答申が行われております。

(4) その他

当社は、取締役会の前置機関として、代表取締役、常勤取締役及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定するとともに、業務執行状況を確認しています。また、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を原則として毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関して報告するとともに意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での審議の充実化及び意思決定の具現化を図っております。併せて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図のとおりです。



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、代表取締役、常勤取締役及び各部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に係る意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針や監査計画等に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）・従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類を閲覧しております。また、会計監査人及び内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めております。そのため、当該体制によって、経営の客観性を確保できると考えております。

当社では、取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断し、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。
- (2) 当社は、原則として毎月1回、必要がある時は随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実を図る。

- (3) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制システムを構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的の実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。
- (4) 当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として、独立社外取締役を含む委員にて構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役候補者の決定及び代表取締役・役付取締役の選定に関する事項並びに取締役の報酬等に関する事項について審理し、その結果を取締役に答申する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (2) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的記録媒体を含む）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。
 - (2) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。
- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
 - (2) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。
- e. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
 - (2) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

g. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。

h. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- (3) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告を行う。

i. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

j. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

k. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

l. 反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、事業活動に伴い発生する可能性のある経営上のリスクに関して、リスクに関する予防とリスクが発生した場合の対応に関する統合管理を行っております。

経営会議は、取締役会の前置機関として、経営上のリスクを迅速に把握し、顕在化する可能性等を含め、審議を行い必要に応じて取締役会に報告を行っております。

監査等委員会は、取締役会が経営上のリスクに関して適切な方針決定、監視・監督を行っているか否かについて監査しております。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及びグループ会社は、経営理念に基づき「企業行動規範」を策定し、グループ一体となりグループ全体の企業価値向上を図っております。

グループ会社の経営管理については、親会社の取締役が子会社の取締役を兼務し、重要な意思決定への関与や経営に関する重要情報の把握を行っております。また、監査等委員会及び内部監査担当によるモニタリングを行うとともに、「関係会社管理規程」により、グループ会社から当社への決裁・報告制度を定めております。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く)は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定

めております。

ホ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

ヘ. 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ト．中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

チ．責任限定契約の内容と概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

リ．取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

ヌ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月20日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性1名 （役員のうち女性の比率20%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	道具 登志夫	1968年2月17日生	1997年10月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2005年11月 株式会社アイキューエス 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO(現任) 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長(現任) 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長(現任) 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director (現任) 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director(現任)	(注) 2	2,256,457
取締役 開発部長	松本 卓也	1976年11月4日生	1999年4月 株式会社コマス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長(現任)	(注) 2	3,390
取締役 (監査等委員)	窪川 秀一	1953年2月20日生	1976年11月 監査法人中央会計事務所(現PwC Japan有限責任監 査法人)入所 1986年7月 窪川公認会計士事務所(現 四谷パートナーズ会計 事務所)開設 代表(現任) 1989年2月 株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンクグ ループ株式会社)社外監査役 2000年3月 当社 社外監査役 2005年6月 共立印刷株式会社(現株式会社KYORITSU) 社外監 査役(現任) 2006年6月 株式会社ぼど(現株式会社Success Holders) 社外 監査役 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	3,859
取締役 (監査等委員)	上杉 昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 1999年4月 上杉法律事務所開設 所長 2000年9月 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 2003年6月 当社 社外監査役 2007年6月 株式会社jig.jp 社外監査役(現任) 2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査 役(現任) 2013年12月 株式会社セレス 社外監査役 2014年11月 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現 任) 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 社外取 締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年3月 株式会社セレス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	3,859

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	栗山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月 2004年11月 2015年3月 2015年3月 2021年3月 2021年6月 2022年6月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社) 入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社 株式会社セレス 社外常勤監査役 栗山公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社セレス 社外取締役(常勤監査等委員) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) ソニーネットワークコミュニケーションズマ ーケティング株式会社(現ミック株式会 社) 常勤社外監査役(現任)	(注) 4	390
計						2,267,955

- (注) 1 監査等委員である取締役 窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏は、社外取締役であります。
- 2 2024年6月24日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 2024年6月24日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 5 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。

b. 2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されま
すと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会
の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性4名 女性1名 (役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	道具 登志夫	1968年2月17日生	1997年10月 2005年11月 2006年12月 2011年4月 2012年6月 2013年5月 2013年10月 2013年10月 2014年4月 2015年11月 2016年9月	当社 代表取締役社長就任(現任) 株式会社アイキューエス 代表取締役社長 DAM株式会社 代表取締役社長(現任) Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO(現任) Digital Arts Investment, Inc. Director ボルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 DA株式会社 代表取締役社長(現任) DM株式会社 代表取締役社長(現任) FinalCode, Inc. Director, President and CEO Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director (現任) Digital Arts Europe Limited Director(現任)	(注) 2	2,256,457
取締役 開発部長	松本 卓也	1976年11月4日生	1999年4月 2003年4月 2014年4月 2016年10月 2017年6月 2017年12月 2018年4月	株式会社コマス入社 当社入社 開発部 開発部担当部長 開発部長 取締役開発部長 取締役開発部長 兼 新規開発部長 取締役開発部長(現任)	(注) 2	3,390

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	窪川 秀一	1953年2月20日生	1976年11月 1986年7月 1989年2月 2000年3月 2005年6月 2006年6月 2016年6月	監査法人中央会計事務所(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 窪川公認会計士事務所(現 四谷パートナーズ会計事務所)開設 代表(現任) 株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ株式会社)社外監査役 当社 社外監査役 共立印刷株式会社(現株式会社KYORITSU) 社外監査役(現任) 株式会社ばど(現株式会社Success Holders) 社外監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,859
取締役 (監査等委員)	上杉 昌隆	1965年7月31日生	1995年4月 1999年4月 2000年9月 2003年6月 2007年6月 2013年6月 2013年12月 2014年11月 2015年3月 2016年3月 2016年6月 2021年3月	江守・川森・渥美法律事務所入所 上杉法律事務所開設 所長 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 当社 社外監査役 株式会社jig.jp 社外監査役(現任) 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役(現任) 株式会社セレス 社外監査役 株式会社Aiming 社外監査役(現任) 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー(現任) 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社セレス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,859
取締役 (監査等委員)	栗山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月 2004年11月 2015年3月 2015年3月 2021年3月 2021年6月 2022年6月	第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社)入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 株式会社セレス 社外常勤監査役 栗山公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社セレス 社外取締役(常勤監査等委員) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社(現ミーク株式会社) 常勤社外監査役(現任)	(注)4	390
計						2,267,955

- (注) 1 監査等委員である取締役 窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏は、社外取締役であります。
- 2 2025年6月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 2024年6月24日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 2025年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 5 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、いずれも当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を選任しております。社外取締役に關して、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任に当たっては株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。社外取締役は、独立性の高い立場から保有する専門的見地に基づき、取締役の業務執行の適法性、適正性を監査する機能を有しております。

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は3名、監査等委員は3名となります。

社外取締役窪川秀一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待

できるため、社外取締役を選任しております。重要な兼職先である四谷パートナーズ会計事務所、株式会社KYORITSUと当社の間には取引関係は存在しません。

社外取締役上杉昌隆氏は、弁護士として法律知識と幅広い見識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待できるため、社外取締役に選任しております。重要な兼職先である桜田通り総合法律事務所、株式会社フルキャストホールディングス、株式会社セレス、株式会社Aiming、株式会社コマースOneホールディングス、株式会社jig.jpと当社の間には取引関係は存在しません。

社外取締役栗山千勢氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知識を有することに加え、他社の社外監査役経験等、監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の監査業務をより充実させることが期待できるため、社外取締役に選任しております。重要な兼職先である栗山公認会計士事務所、ミーク株式会社と当社の間には取引関係は存在しません。

③ 社外役員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、主として取締役会等への出席を通じて、内部監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜実用な意見を述べる事が可能な体制を構築し、経営の監督機能を強化しております。また、監査等委員会事務局と連携し、内部監査担当が定期的に実施する内部監査結果のうち、重要な事象・リスク要因については、詳細な報告を受けることとしております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査等委員会が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けることとしております。内部監査担当は、必要に応じて取締役会を通じて社外取締役に対して内部統制等の状況について報告しております。なお、窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栗山千勢氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査の組織は、監査等委員3名で構成されており、全員が社外取締役であります。なお、1名を監査等委員会委員長として選任しております。

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員3名（うち社外監査等委員3名）となる予定です。

監査等委員窪川秀一氏は公認会計士及び税理士、監査等委員上杉昌隆氏は弁護士、監査等委員栗山千勢氏は公認会計士であります。

当事業年度において当社は監査等委員会を原則として毎月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数
社外監査等委員	窪川 秀一	12	12
社外監査等委員	上杉 昌隆	12	12
社外監査等委員	栗山 千勢	12	12

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

また、当社は常勤の監査等委員を設置しておりませんが、監査等委員会の補助機能として、社内に独立した監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会業務を補佐しております。事務局の主な活動状況については、内部監査担当からの実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査部門の組織は、内部監査担当1名で構成されております。

内部監査に当たっては会計監査人及び監査等委員と連携し、意見交換をした上で年度計画を策定し、監査を実施することとしております。社長直轄の内部監査担当者が、当社全部署の内部監査及び調査を計画的に実施し、

社長及び監査等委員会への結果報告を併せ被監査部門への改善要請を行い、フォローアップを実施しております。また、取締役会には毎月結果報告を行っております。さらに、内部統制部門と適宜会合を持ち、監査結果に基づく統制整備・強化への提言を実施しております。また、金融商品取引法に基づく内部統制監査については、会計監査人と連携し、財務報告に係る内部統制の適正性と効率性について、内部統制部門への詳細な監査を行っております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

三優監査法人

ロ. 継続監査期間

25年

ハ. 業務を執行した公認会計士

山本 公太氏

中西 寛彰氏

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等2名、その他1名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人において、会社法・公認会計士法等の法令に対する重大な違反・抵触があった場合又は会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について検討しております。検討の結果、解任又は不再任が妥当であると判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議します。また、監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等が適切であるかについて、每期検討しております。その検討結果において重大な問題は認められず、会計監査人の評価を行い、再任が適当であると判断しております。

ヘ. 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、被監査部門である経営執行部門から報告を受けるほか、監督官庁による検査結果や法人内の品質管理体制等を、監査法人より聴取するのに加えて、監査現場への立会等を通じて、監査品質を維持し、適切な監査が実施できているかを総合的に検討した上で、監査法人の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	20	—	20	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20	—	20	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ.を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二、監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

ホ、監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前事業年度における職務執行状況や報酬実績を確認し、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積の算出根拠の適正性等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、取締役会が提案した会計監査人の報酬等に対して、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する基本方針は、全体として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各自の職責等を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各自の職責に応じた貢献度合い、在任年数や他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。また、当社の取締役に対する非金銭報酬等としては、①当社普通株式を目的とする新株予約権の付与並びに②一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う株式（以下「譲渡制限付株式」という）の割当てがあります。決定方針は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめ、取締役会が決定いたします。また、監査等委員である取締役の報酬額については、常勤・非常勤の別、職務や権限等を考慮し、業績との連動を行わず定額報酬のみとし、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。審理プロセスの公正性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が上記方針に基づき作成した報酬案について、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審理し、とりまとめられた意見をもとに、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名となります。

上記報酬等の他、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内とする決議がされております。なお、具体的な譲渡制限付株式の割当てについては、委任を受けた取締役会において当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）となります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	85	78	7	2
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	-	-	-	-
社外取締役	10	10	-	3

(注) 非金銭報酬等として取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	使用人兼務役員(人)	内容
15	1	業務の対価としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,339	17,952
受取手形	65	120
売掛金	1,469	1,323
有価証券	—	100
製品	0	2
貯蔵品	2	1
その他	305	611
流動資産合計	20,183	20,112
固定資産		
有形固定資産		
建物	223	228
減価償却累計額	△139	△142
建物（純額）	83	86
車両運搬具	25	25
減価償却累計額	△8	△15
車両運搬具（純額）	16	10
工具、器具及び備品	506	572
減価償却累計額	△421	△456
工具、器具及び備品（純額）	84	116
土地	26	26
有形固定資産合計	211	238
無形固定資産		
ソフトウェア	1,367	1,472
その他	234	311
無形固定資産合計	1,602	1,783
投資その他の資産		
投資有価証券	100	—
繰延税金資産	136	107
その他	284	385
投資その他の資産合計	521	492
固定資産合計	2,334	2,515
資産合計	22,518	22,627

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54	30
未払法人税等	1,354	389
賞与引当金	137	148
前受金	4,418	4,082
その他	501	558
流動負債合計	6,467	5,209
固定負債		
資産除去債務	49	49
その他	3	3
固定負債合計	52	52
負債合計	6,519	5,262
純資産の部		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金	956	955
利益剰余金	16,029	18,116
自己株式	△1,730	△2,467
株主資本合計	15,968	17,318
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	18	17
その他の包括利益累計額合計	18	17
新株予約権	11	29
純資産合計	15,998	17,365
負債純資産合計	22,518	22,627

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	11,512	9,982
売上原価	4,583	2,948
売上総利益	6,928	7,033
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,500	※1, ※2 2,474
営業利益	4,427	4,558
営業外収益		
受取利息	0	1
為替差益	13	0
未払配当金除斥益	1	1
消耗品等売却益	0	1
雑収入	2	0
営業外収益合計	17	4
営業外費用		
雑損失	1	0
営業外費用合計	1	0
経常利益	4,443	4,562
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
固定資産売却益	※3 4	※3 0
子会社株式売却益	※4 1,930	—
特別利益合計	1,935	0
特別損失		
固定資産除却損	※5 0	※5 0
特別損失合計	0	0
税金等調整前当期純利益	6,378	4,563
法人税、住民税及び事業税	2,015	1,350
法人税等調整額	△19	29
法人税等合計	1,995	1,380
当期純利益	4,383	3,183
非支配株主に帰属する当期純利益	5	—
親会社株主に帰属する当期純利益	4,377	3,183

【連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	4,383	3,183
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4	△0
その他の包括利益合計	※1 4	※1 △0
包括利益	4,387	3,182
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,382	3,182
非支配株主に係る包括利益	5	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	713	953	12,768	△308	14,127	14	14	11	20	14,173
当期変動額										
剰余金の配当			△1,116		△1,116					△1,116
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,377		4,377					4,377
自己株式の取得				△1,429	△1,429					△1,429
新株予約権の行使		△0		0	0					0
譲渡制限付株式報酬		2		6	8					8
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						4	4	△0	△20	△16
当期変動額合計	－	2	3,261	△1,422	1,841	4	4	△0	△20	1,824
当期末残高	713	956	16,029	△1,730	15,968	18	18	11	－	15,998

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の 包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	713	956	16,029	△1,730	15,968	18	18	11	15,998
当期変動額									
剰余金の配当			△1,095		△1,095				△1,095
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,183		3,183				3,183
自己株式の取得				△744	△744				△744
譲渡制限付株式報酬		△1		8	6				6
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						△0	△0	18	17
当期変動額合計	－	△1	2,087	△736	1,349	△0	△0	18	1,367
当期末残高	713	955	18,116	△2,467	17,318	17	17	29	17,365

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,378	4,563
減価償却費	886	916
株式報酬費用	0	6
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△19	11
受取利息	△0	△1
為替差損益 (△は益)	△16	△0
新株予約権戻入益	△0	△0
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損益 (△は益)	△4	△0
子会社株式売却損益 (△は益)	△1,930	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,073	△245
棚卸資産の増減額 (△は増加)	19	△0
仕入債務の増減額 (△は減少)	△100	△24
未払金の増減額 (△は減少)	141	△8
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△60	△38
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	58	10
その他	28	△94
小計	4,308	5,094
利息及び配当金の受取額	0	1
法人税等の支払額	△1,478	△2,279
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,830	2,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△75	△24
有形固定資産の売却による収入	9	0
無形固定資産の取得による支出	△918	△1,046
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 1,992	—
その他	5	△37
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,012	△1,107
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式取得のための預託金の増減額(△は増加)	—	△256
自己株式の処分による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△1,430	△745
配当金の支払額	△1,115	△1,094
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,545	△2,096
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,320	△387
現金及び現金同等物の期首残高	17,018	18,339
現金及び現金同等物の期末残高	※1 18,339	※1 17,952

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.

Digital Arts Europe Limited

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 一社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ)満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

ロ 棚卸資産

(イ)製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

ハ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりであります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「消耗品等売却益」につきましては、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2百万円は、「消耗品等売却益」0百万円、「雑収入」2百万円に組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬費用」につきましては、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた28百万円は、「株式報酬費用」0百万円、「その他」28百万円に組替えております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	313百万円	309百万円
給与手当	753	716
賞与引当金繰入額	73	79

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	29百万円	17百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	4百万円	－百万円
工具、器具及び備品	－	0
計	4	0

※4 前連結会計年度の子会社株式売却益には、デジタルアーツコンサルティング株式会社の株式譲渡に伴う子会社株式売却益1,930百万円を計上しております。

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	－百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	0	0

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	4百万円	△0百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	4	△0
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	4	△0
その他の包括利益合計	4	△0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	93,833	287,300	1,503	379,630
合計	93,833	287,300	1,503	379,630

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加287,300株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であり、自己株式の株式数の減少1,503株は、譲渡制限付株式の交付による減少が1,403株、ストック・オプションの行使による減少が100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	11
合計		—	—	—	—	—	11

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	561	40	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	554	40	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	550	利益剰余金	40	2024年3月31日	2024年6月25日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,133,000	—	—	14,133,000
合計	14,133,000	—	—	14,133,000
自己株式				
普通株式(注)	379,630	152,440	1,774	530,296
合計	379,630	152,440	1,774	530,296

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加152,440株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加152,300株、単元未満株式の買取りによる増加140株であり、自己株式の株式数の減少1,774株は、譲渡制限付株式の交付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	29
合計		—	—	—	—	—	29

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	550	40	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	545	40	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	612	利益剰余金	45	2025年3月31日	2025年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	18,339百万円	17,952百万円
現金及び現金同等物	18,339	17,952

※ 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の売却により連結子会社でなくなったデジタルアーツコンサルティング株式会社の連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	631 百万円
固定資産	11
流動負債	△323
非支配株主持分	△26
株式売却に伴う付随費用	71
子会社株式売却益	1,930
株式の売却価額	2,296
株式売却に伴う付随費用	△71
現金及び現金同等物	△232
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入	1,992

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券及び投資有価証券は公社債であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業部営業管理課及び管理部経理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回

避しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
当社は、管理部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100	100	△0
資産計	100	100	△0

当連結会計年度(2025年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	100	△0
資産計	100	100	△0

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,339	—	—	—
受取手形	65	—	—	—
売掛金	1,469	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	100	—	—
合計	19,874	100	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,952	—	—	—
受取手形	120	—	—	—
売掛金	1,323	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	100	—	—	—
合計	19,496	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	100	—	100
資 産 計	—	100	—	100

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	100	—	100
資 産 計	—	100	—	100

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。当社が評価している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	100	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	100	△0
合計		100	100	△0

当連結会計年度(2025年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	100	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	100	△0
合計		100	100	△0

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、前連結会計年度において当該連結子会社の株式の全てを売却し、連結の範囲から除外しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、60百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

確定拠出年金への要拠出額は、32百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	0百万円	6百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員151名	取締役3名 従業員96名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 350,100株	普通株式 848,000株
付与日	2015年11月27日	2016年12月13日
権利確定条件	付与日(2015年11月27日)以降、権利確定日(2017年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。 ① 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20% ② 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50% ③ 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100% なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。	付与日(2016年12月13日)以降、権利確定日(2018年7月1日)まで提出会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において営業利益が以下の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、各号に掲げる割合の個数を限度として新株予約権を行使できる。 ① 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20% ② 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50% ③ 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100% なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	権利確定日から2027年5月31日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から2028年5月31日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	従業員16名	従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 69,000株	普通株式 137,500株
付与日	2021年9月24日	2021年9月24日
権利確定条件	付与日(2021年9月24日)以降、権利確定日(2036年6月30日)まで提出会社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は子会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、2022年3月期から2036年3月期までのいずれかの期における営業利益が14,736百万円を超過した場合、2036年7月1日から2038年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使できる。 なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。	付与日(2021年9月24日)以降、権利確定日(2041年6月30日)まで提出会社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は子会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、2022年3月期から2041年3月期までのいずれかの期における営業利益が20,630百万円を超過した場合、2041年7月1日から2043年6月30日までの期間に限り本新株予約権を行使できる。 なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2036年7月1日から2038年6月30日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。	2041年7月1日から2043年6月30日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	従業員 4 名
株式の種類別のストック・オプション の数	普通株式 3,200株
付与日	2024年12月25日
権利確定条件	付与日(2024年12月25日)以降、権 利確定日(2025年12月24日)まで提 出会社又は子会社の取締役、監査 役、執行役員又は従業員のいずれ かの地位にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年12月25日から2030年12月24 日まで。 ただし、権利行使時において、提 出会社又は子会社の取締役、監査 役、執行役員又は従業員のいずれ かの地位にあることを要する。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① スtock・オプションの数

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	54,000	77,500	—
付与	—	—	—	—	3,200
失効	—	—	—	12,500	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	54,000	65,000	3,200
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	152,000	300,800	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	152,000	300,800	—	—	—

② 単価情報

	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	2,034	2,639	8,310	8,310	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2円	24円	6,741円	7,482円	5,737円

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第13回ストック・オプション

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	37.373%
予想残存期間 (注) 2	3.5年
予想配当 (注) 3	80円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.619%

(注) 1. 2021年6月26日から2024年12月25日までの株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 2024年3月期の期末配当実績及び2025年3月期の中間配当実績の合計金額によっております。

4. 償還日が予想残存期間の最終日から前後3ヶ月以内に到来する長期利付国債の複利利回りの平均値であります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、業績条件付有償ストック・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積っております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	68百万円	22百万円
賞与引当金	42	46
未払社会保険料	6	7
資産除去債務	14	15
繰越欠損金	57	58
ゴルフ会員権評価損	1	1
その他	3	14
繰延税金資産小計	193	165
評価性引当額	△57	△58
繰延税金資産合計	136	107

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5百万円増加し、法人税等調整額が5百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から1～15年と見積り、割引率は、 $\Delta 0.15\% \sim 1.73\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	48百万円	49百万円
時の経過による調整額	0	0
期末残高	49	49

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	計
顧客との契約から生じる収益	6,456	4,637	418	11,512

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	計
顧客との契約から生じる収益	4,783	4,788	409	9,982

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、Webセキュリティ、メールセキュリティ、及びファイル暗号化・遠隔削除ソリューションの企画・開発・販売等を主要な事業としております。

セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にライセンス販売系製品及びその保守サービスとクラウドサービス系製品の2種類に分かれます。

ライセンス販売系製品については、顧客にソフトウェア製品が提供された時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しておりますが、保守サービスについては、一定期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

クラウドサービス系製品については、サービス提供の履行義務が、時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、収益は、主に顧客との契約に従い計上しておりますが、一定期間の取引金額等に応じてリベートを支払う場合には、そのリベートを控除した金額で計上しております。

また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

契約負債	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	5,187	4,418
期末残高	4,418	4,082

連結貸借対照表において、前受金は全て顧客との契約から生じた契約負債であり履行義務が期末時点で充足されていない対価を計上しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,412百万円であります。(前連結会計年度は2,332百万円)

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年以内	3,456	3,760
1年超2年以内	1,357	901
2年超3年以内	466	683
3年超	371	898
合計	5,651	6,243

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイワボウ情報システム株式会社	2,856
SB C&S株式会社	1,994

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ダイワボウ情報システム株式会社	3,074
SB C&S株式会社	1,887

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1,162円40銭	1,274円46銭
1 株当たり当期純利益	315円46銭	232円79銭
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	310円30銭	228円83銭

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,377	3,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,377	3,183
普通株式の期中平均株式数(株)	13,877,851	13,673,529
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	230,763	236,833
(うち新株予約権)(株)	(230,763)	(236,833)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に 含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2021年 8 月30日決議 潜在株式の数 131,500株	新株予約権 2021年 8 月30日決議 潜在株式の数 119,000株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,838	9,982
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	2,054	4,563
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	1,417	3,183
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	103.41	232.79

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,283	17,906
受取手形	65	120
売掛金	※1 1,468	※1 1,322
有価証券	—	100
製品	0	2
貯蔵品	2	1
前払費用	299	351
その他	※1 3	※1 257
流動資産合計	20,124	20,063
固定資産		
有形固定資産		
建物	83	86
車両運搬具	16	10
工具、器具及び備品	84	116
土地	26	26
有形固定資産合計	211	238
無形固定資産		
ソフトウェア	1,367	1,472
ソフトウェア仮勘定	233	310
その他	0	0
無形固定資産合計	1,602	1,783
投資その他の資産		
投資有価証券	100	—
関係会社株式	45	42
出資金	0	—
長期前払費用	42	106
敷金及び保証金	189	190
繰延税金資産	227	198
その他	51	88
投資その他の資産合計	657	626
固定資産合計	2,470	2,649
資産合計	22,595	22,713

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 50	29
未払金	※1 319	362
未払費用	56	48
未払法人税等	1,354	389
未払消費税等	97	128
前受金	4,406	4,073
預り金	28	16
賞与引当金	137	148
流動負債合計	6,451	5,197
固定負債		
資産除去債務	49	49
その他	3	3
固定負債合計	52	52
負債合計	6,503	5,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	713	713
資本剰余金		
資本準備金	700	700
その他資本剰余金	258	256
資本剰余金合計	958	957
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,139	18,231
利益剰余金合計	16,139	18,231
自己株式	△1,730	△2,467
株主資本合計	16,080	17,434
新株予約権	11	29
純資産合計	16,091	17,463
負債純資産合計	22,595	22,713

② 【損益計算書】

(単位：百万円)				
	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
売上高	※ 1	9,304	※ 1	9,972
売上原価				
期首製品棚卸高		19		0
当期ネットサービス原価	※ 1	2,655		2,948
合計		2,674		2,948
他勘定振替高		9		0
期末製品棚卸高		0		2
製品売上原価		2,664		2,945
売上総利益		6,639		7,026
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2	2,309	※ 2	2,464
営業利益		4,330		4,562
営業外収益				
受取利息		0		0
有価証券利息		0		0
受取手数料	※ 1	3	※ 1	2
為替差益		10		0
未払配当金除斥益		1		1
消耗品等売却益		0		1
雑収入		2		0
営業外収益合計		19		6
営業外費用				
雑損失		0		0
営業外費用合計		0		0
経常利益		4,348		4,569
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	4	※ 3	0
新株予約権戻入益		0		0
子会社株式売却益	※ 4	2,154		—
特別利益合計		2,159		0
特別損失				
固定資産除却損	※ 5	0	※ 5	0
子会社株式評価損		16		2
特別損失合計		16		2
税引前当期純利益		6,491		4,566
法人税、住民税及び事業税		1,979		1,350
法人税等調整額		△24		28
法人税等合計		1,954		1,379
当期純利益		4,536		3,187

【ネットサービス原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		167	4.6	181	4.5
II 労務費	※1	917	25.2	1,040	25.6
III 経費	※2	2,553	70.2	2,842	69.9
当期総費用		3,638	100.0	4,065	100.0
他勘定振替高	※3	982		1,116	
当期ネットサービス原価		2,655		2,948	

(注)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。	
給与手当	542百万円	給与手当	604百万円
法定福利費	97百万円	法定福利費	122百万円
賞与	63百万円	賞与	73百万円
賞与引当金繰入額	63百万円	賞与引当金繰入額	68百万円
雑給	136百万円	雑給	156百万円
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
外注費	184百万円	外注費	187百万円
減価償却費	834百万円	減価償却費	865百万円
賃借料	92百万円	賃借料	100百万円
※3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		※3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	
販売費及び一般管理費	69百万円	販売費及び一般管理費	78百万円
固定資産	913百万円	固定資産	1,038百万円
計	982百万円	計	1,116百万円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。		4 原価計算の方法 同左	

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	255	955	12,719	12,719	△308	14,080	11	14,091
当期変動額										
剰余金の配当					△1,116	△1,116		△1,116		△1,116
当期純利益					4,536	4,536		4,536		4,536
自己株式の取得							△1,429	△1,429		△1,429
新株予約権の行使			△0	△0			0	0		0
譲渡制限付株式報酬			2	2			6	8		8
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									△0	△0
当期変動額合計	－	－	2	2	3,420	3,420	△1,422	2,000	△0	1,999
当期末残高	713	700	258	958	16,139	16,139	△1,730	16,080	11	16,091

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	713	700	258	958	16,139	16,139	△1,730	16,080	11	16,091
当期変動額										
剰余金の配当					△1,095	△1,095		△1,095		△1,095
当期純利益					3,187	3,187		3,187		3,187
自己株式の取得							△744	△744		△744
譲渡制限付株式報酬			△1	△1			8	6		6
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									18	18
当期変動額合計	－	－	△1	△1	2,091	2,091	△736	1,354	18	1,372
当期末残高	713	700	256	957	18,231	18,231	△2,467	17,434	29	17,463

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(または収益)に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりであります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

「電話加入権」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「無形固定資産」の「電話加入権」（前事業年度0百万円）として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」（当事業年度0百万円）に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

「消耗品等売却益」の表示方法は、従来、損益計算書上、「雑収入」（前事業年度2百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「消耗品等売却益」（当事業年度1百万円）として表示しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（ストック・オプション等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	2百万円	0百万円
短期金銭債務	5	—

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引高		
売上高	28百万円	6百万円
仕入高	1	—
販売費及び一般管理費	42	—
営業取引以外の取引高	3	2

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14.3%、当事業年度13.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85.7%、当事業年度86.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
広告宣伝費	309百万円	309百万円
給与手当	705	716
賞与引当金繰入額	73	79
減価償却費	46	51
賞与	85	109

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
車両運搬具	4百万円	—百万円
工具、器具及び備品	—	0
計	4	0

※ 4 前事業年度の子会社株式売却益には、デジタルアーツコンサルティング株式会社の株式譲渡に伴う子会社株式売却益2,154百万円を計上しております。

※ 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	—	0
計	0	0

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は42百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は45百万円)は、市場価格のない株式等のため、関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	68百万円	22百万円
賞与引当金	42	46
未払社会保険料	6	7
資産除去債務	14	15
ゴルフ会員権評価損	1	1
子会社株式評価損	90	94
その他	3	11
繰延税金資産の純額	227	198

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5百万円増加し、法人税等調整額が5百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	83	5	0	3	86	142
車両運搬具	16	—	—	6	10	15
工具、器具及び備品	84	73	0	42	116	456
土地	26	—	—	—	26	—
有形固定資産計	211	79	0	51	238	614
無形固定資産						
ソフトウェア	1,367	969	—	864	1,472	—
ソフトウェア仮勘定	233	1,043	967	—	310	—
その他	0	—	—	—	0	—
無形固定資産計	1,602	2,013	967	864	1,783	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 754百万円 (m-FILTER@Cloud、i-FILTER 他)

ソフトウェア仮勘定 1,043百万円 (i-FILTER、i-フィルター 他)

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	137	148	137	148

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.daj.jp/ir/stock/notification/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第29期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第30期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2024年6月25日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2024年7月1日、2024年8月1日、2024年8月23日、2025年3月3日、2025年4月1日、2025年5月1日、
2025年5月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月20日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 寛 彰

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

デジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
デジタルアーツ株式会社は、主にセキュリティ関連ソフトウェアを販売しており、売上高9,972百万円は連結売上高9,982百万円の99.9%を占めている。 【注記事項】収益認識関係2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報に記載のとおり、セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にライセンス販売系製品及びその保守サービスとクラウドサービス系製品の2種類に分かれており、それぞれ履行義務の充足時点が異なる。また、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の受注が行われることが多いため、決算月である3月の売上高が増加する傾向にあるため、売上高の期間帰属を誤る潜在的なリスクが存在する。 以上より、当監査法人は、デジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人はデジタルアーツ株式会社の売上高の期間帰属の適切性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 売上高の計上プロセスに係る内部統制の整備・運用状況を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。 ・営業部門の責任者が、販売管理システムに入力された受注情報と注文書類と照合する統制。 ・営業部門の責任者が、ライセンスキーの送信履歴と売上データとを照合する統制。 (2) 売上高の期間帰属の適切性の検討 売上高の期間帰属の適切性を検討するために、以下を含む実証手続を実施した。 ・決算月の売上データの中から一定の基準で抽出した取引を対象として、売上計上日及び売上計上金額について、注文書、ライセンスキーの送信履歴と照合。 ・販売先に対する売掛金の残高確認手続。 ・期末日後における売上返品処理の有無及び内容についての検証。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員

公認会計士 中 西 寛 彰

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。